

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

国と地方を合わせた消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされてます。

令和8年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 30,000 千円

《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 354,370 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		令和8年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	78,451	56,004		100	2,940	19,407
	高齢者福祉事業	7,593	1,764		370	720	4,739
	児童福祉事業	96,913	66,457		1	3,990	26,465
	小 計	182,957	124,225		471	7,650	50,611
社会保険	介護保険事業(繰出金)	95,525				12,510	83,015
	国民健康保険事業(繰出金)	38,519				5,040	33,479
	小 計	134,044				17,550	116,494
保健衛生	疾病予防対策事業	28,050	1		198	3,660	24,191
	高齢者医療事業	9,319	387		251	1,140	7,541
	小 計	37,369	388		449	4,800	31,732
合 計		354,370	124,613		920	30,000	198,837